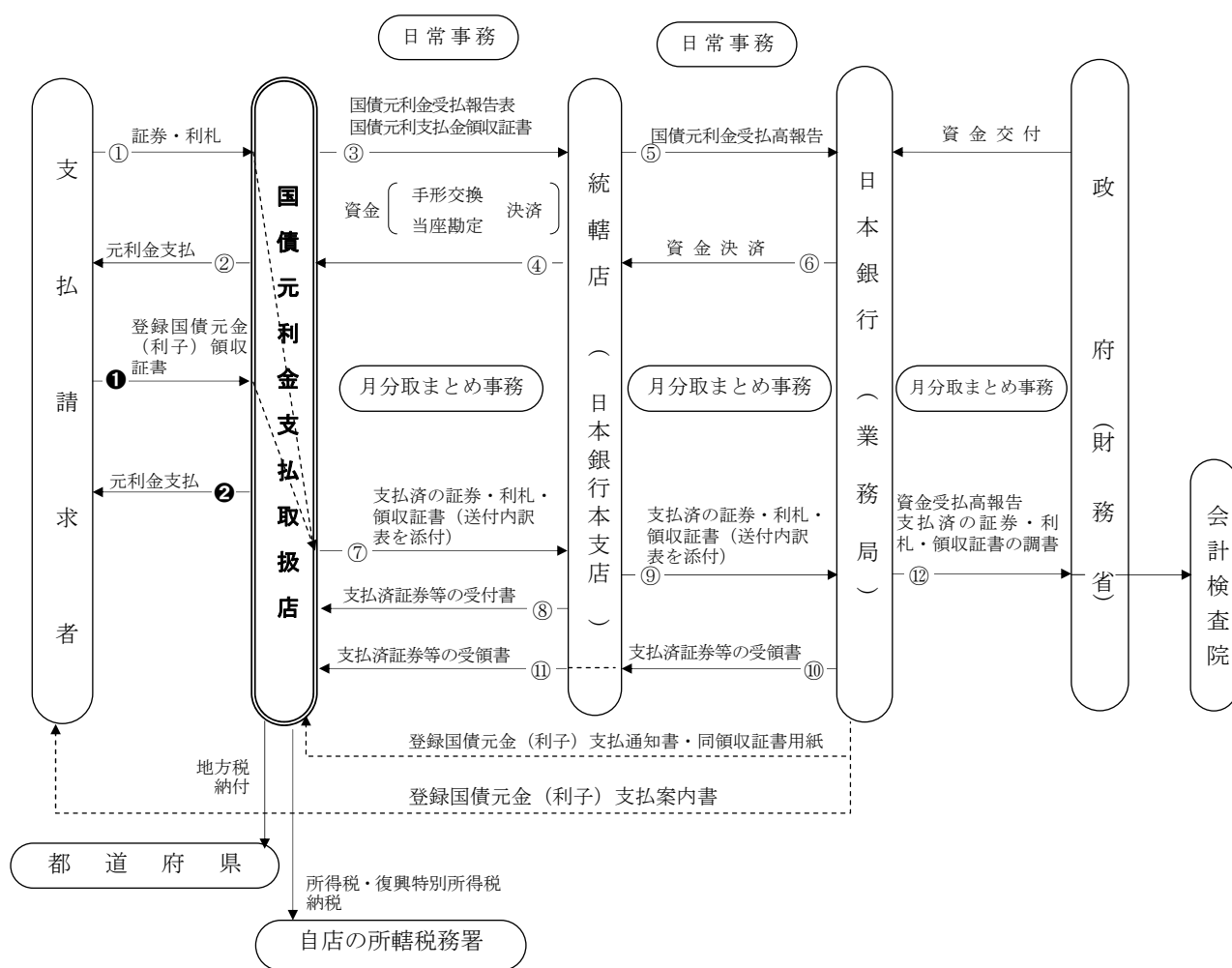


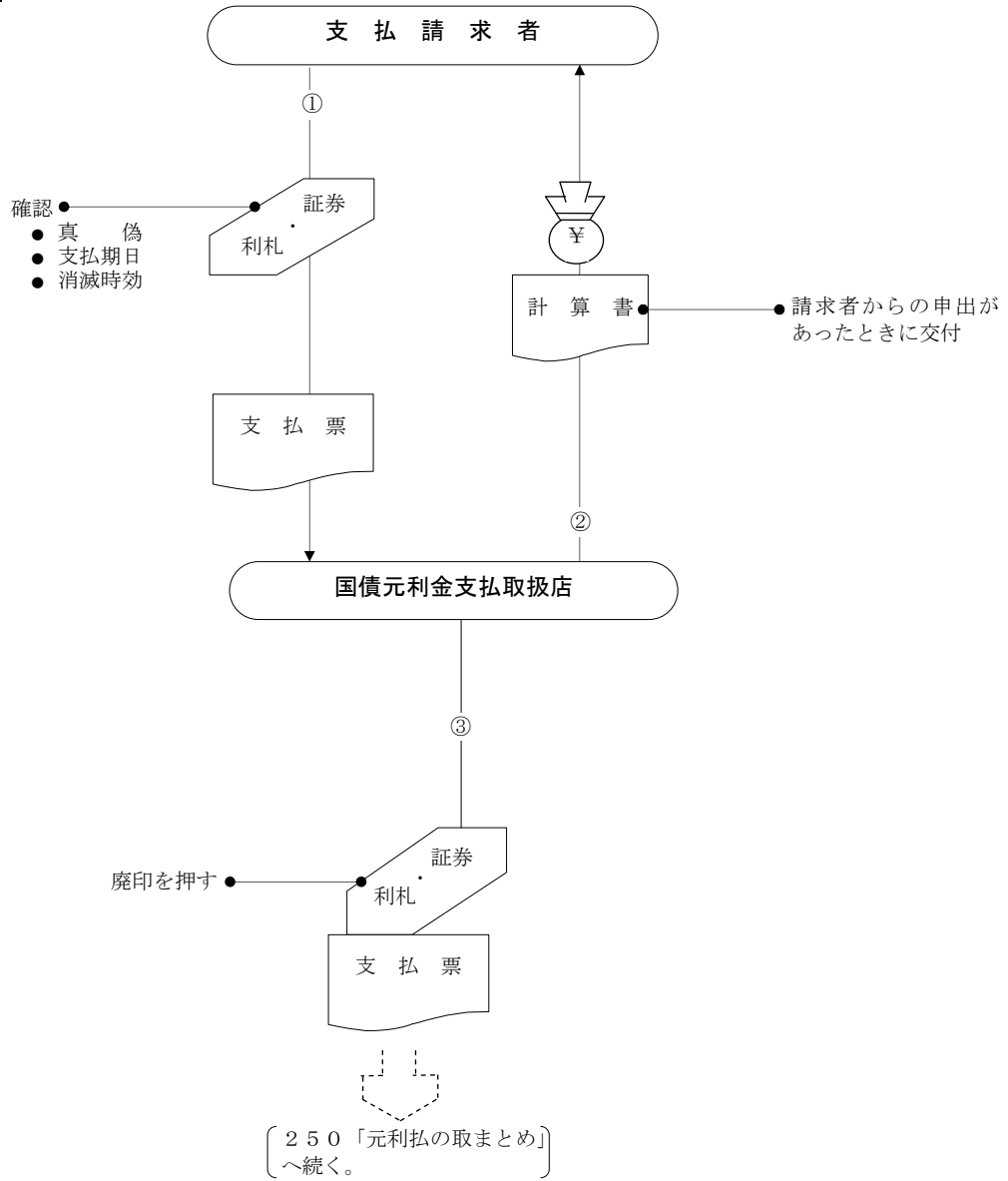
200	元利金支払事務
-----	---------

元利払の資金と支払済証券類等の流れ

国債元利金支払取扱店における元利払の事務取扱は、以下に規定されているように、その国債が現物債か登録債かによって異なるが、いずれの場合も元利払の資金と支払済証券類等の流れは、おおむね次のとおり。



あらし



- 無記名国債の証券・利札と引換えに支払う。
- このほか、所得税および地方税の課税事務を自社で定めた方法により行う。
(参考【課税手続】311、313、314等)

事務手順	取扱要領
① 受付	<p>○ 証券・利札を提出して元利金の支払請求を受けたときは、後記④の国債元利金支払票の請求者欄に住所・氏名（名称）を記載させ、当該証券・利札とともに提出させる。</p> <p>● 利付国変動15年の支払期番号が「2」以降の利札（利子額が記載される箇所に「当該利払期に適用される利率に基づく金額」の文言が記載された利札）により利子の支払請求を受けた場合には320（利付国庫債券（変動・15年）の利子支払）により、その他の無記名国債と異なる点を確認のうえ取扱う。 ⇒ 支払期番号は、120参照・無記名国債証券の様式例（利付国債）</p>
② 証券類の要項確認	<p>○ 提出された証券・利札について、次のことを確かめる。</p> <p>● 真正で所要の要項を満たしているか</p> <div data-bbox="598 972 1355 1653" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">要 項</p> <p>国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣（平成12年12月以前発行のものは大蔵大臣）の印影（証券のみ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〔見本証券類参照—証券用紙には、「財務省印（平成12年12月以前発行のものは大蔵省印）」のすかしが入っている。 —平成5年4月以降に新規発行される無記名国債証券には、本券・利札の表面りんかく部分にマイクロ文字（微小文字）で「JGB」と連続して印刷されている。〕</p> </div> <p>● 上記要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。</p> </div> <p>● 廃印が押されていないか ⇒ 142参照・回収証券類への廃印の押なつと取消方法</p> <p>● 元利金の支払期日が到来しているか なお、支払期日が銀行休業日に当たったときは、その期日の次の営業日から支払う。 ⇒ 銀行休業日・143②参照</p>

● 元利金の消滅時効が完成していないか

消滅時効期間は **元金 10年**
利子 5年

⇒ 143②参照・消滅時効期間の計算方法

* 消滅時効が完成したもののときは、その事情を説明し、証券・利札はなるべく提出させ、失効証券類の取扱をする。

⇒ 420参照・失効証券類の取扱

③ 元利金の税区分の確認

○ 請求者の税区分に従い税務関係書類の提出を受けるなど、必要な手続きをする。

④ 国債元利金支払票の作成

○ 受入れた証券・利札により、請求者ごとに支払票を作成する。

○ 支払票は、自社で定めたもので代用してよい。

* 支払票に代用する証票は、元利金の支払およびその支払後の計算整理に必要な事項が記載される様式のものであればよい。

支払票
記載例参照

⑤ 支払

○ 次の金額を支払う。

● 元金るとき 証券の額面金額

● 利子るとき ● 所得税および地方税の徴収を要しないものは、利札の券面金額

● 所得税および地方税の徴収を要するものは、利札の券面金額から所得税相当額（復興特別所得税相当額を含む。以下210において同じ。）および地方税相当額を差引いた後の金額

● 所得税は徴収するが地方税の徴収を要しないものは、利札の券面金額から所得税相当額を差引いた後の金額

⇒ 「国債利札支払額早見表」参照

- 支払票の支払済印欄に支払日付を表示する。
- 請求者から支払の内訳を求められたときは、国債元利金支払計算書を作成し、請求者に交付する。
 - * 国債元利金支払票との2枚複写で作成することとしてよい。
 - * 自社で定めた支払票を使用しているときは、支払の内訳を記載した適宜の計算書を交付することとしてよい。

計 算 書
記載例参照

⑥ 廃印の押なつ

- 支払済の証券・利札には、支払後直ちに廃印を明りょうに押す。

〔廃印を押す個所〕

- 証 券 表面の額面金額の個所
- 利 札 裏面○印の個所

⇒ 1 4 2 ①参照・回収証券類への廃印の押なつ

以後の取扱は「250
元利払の取まとめ」参
照



支払票・計算書の記載例

〔設例〕 居住者から次の元利金の支払請求を受けたとき

- 利付国庫債券（10年）第242回 10万円券 5枚の元金およびこれに付属する24.9.20渡の利札 5枚

書式No.320

国債元利金支払票

①

請求者	住所 東京都〇〇市△△町1-1	番号札	税区分		
	氏名(名称) △△△△		1. 居住者 2. 内国法人 3. その他 ()		

元 金			利 子							
種 別	枚数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 券 国債名称 (利付国(10年))	5	500,000	利 札 国債名称 (利付国(10年))	600	91	30	5	3,000	455	150
"		③	"							
"			"		④					
減紛失利賦札 元利金(償還金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B)	(イ)-(ロ+ハ)		2,395

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

②

支払済印
⑥
28.4.12

⑤

⑦ 503,000

⑧ 502,395

- 自店保管（保管期間5年）

書式No.321

国債元利金支払計算書

⑥ (日付) 28.4.12

〇〇証券本店

店印

東京都〇〇市△△町1-1

△△△△ 様

元 金			利 子							
種 別	枚数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
証 券 国債名称 (利付国(10年))	5	500,000	利 札 国債名称 (利付国(10年))	600	91	30	5	3,000	455	150
"			"							
"			"							
減紛失利賦札 元利金(償還金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B)	(イ)-(ロ+ハ)		2,395

⑧

⑨ 502,395

- ① 税区分欄は適宜使用してよい。
- ② 復興特別所得税額を含む金額を記載する。
- ③ 券面金額ごとに別行に記載する。
- ④ 利札が1枚の場合は、1枚当りの利子額・所得税額・地方税額の記載を省略してよい。
- ⑤ 記載が1行のときは、「計」欄の記載を要しない。
- ⑥ 支払日付を表示する。
- ⑦ 元金額および利子額（所得税額および地方税額を差引かない金額）を合計した金額を資金請求額として記載する。
- ⑧ 店名を表示し、店印を押す。

* 同一請求者分の支払票・計算書が2枚以上にわたるときは、次のように取まとめて作成することとしてよい。

- 各葉に1/2・2/2等の追次番号を表示する。
- 支払票の「請求者」・「資金請求額」・「支払額」・「支払済印」の各欄は1枚目に、また、「計」・「税差引額」欄は最終葉に、それぞれ記載・表示する。この場合、「資金請求額」・「支払額」・「計」・「税差引額」の空白欄には斜線を引く。
- 計算書は、1枚目に店名を表示し、店印を押す。

* このほか、課税事務にかかる事項を適宜の方法により記載することとしてよい。
(参考【課税手続】311、313)